

# 任意継続組合員資格取得申出書

決裁 局長	審査 課長	審査 係長	係		任意継続組合員証 記号番号	7000 -
<div style="border: 2px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">課長 専決</div>						
退職時の 組合員証 記号番号	—			退職時の 所属機関名		
氏名				退職時の掛金の 基礎となった 標準報酬月額	第 級  (千円)	
生年月日	昭和 年 月 日 平成			退職日	令和 年 月 日	
住所	フリガナ				電話番号	( )  —
	〒 —					
給付金等 振込口座  〔本人名義〕	1. 在職中と同じ					
	2. 変更（以下の欄に記入。）					
	【銀行名】			【支店名】		
預金種目	1. 普通 2. 当座	金融機関 コード		支店 コード	口座 番号	
任意継続掛金の 払込方法 <small>(希望するものに○)</small>	1. 月払い	2. 前納（半年払い）		3. 前納（1年払い）		
地方公務員等共済組合法第144条の2第1項の規定により、上記のとおり任意継続組合員の資格 を取得いたしたく申し出ます。  令和 年 月 日 鹿児島県市町村職員共済組合理事長 殿  <div style="text-align: right;">申出者氏名</div>						
上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。  令和 年 月 日  <div style="text-align: right;">職名 所属所長 氏名</div>						

- (注) 1. 任意継続組合員となれるのは、退職の日の前日まで引き続き1年以上の組合員であった者が、その退職の日から20日（正当な理由があると組合が認めたときは、その日）以内にこの申出書を組合に提出した場合に限られます。
2. 任意継続組合員期間は、退職後2年間です。ただし、死亡したとき、掛金の振込がなかったとき、組合員（他の社会保険の被保険者を含む。）となったとき及び本人の申出があったときは、資格を喪失します。